

財団法人染色体学会の役員報酬・退職金に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、寄附行為第15条(役員)に関し必要な事項を定めるものである。

(無報酬)

第2条 この法人の役員(理事及び監事)は、その在任中報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。